

甲子園短期大学保育実習・教育実習の履修に関する審査要綱

1. 趣旨

この要綱は、幼児教育保育学科の学生に保育実習・教育実習を履修させるにあたって、養成校として履修の可否等を審査するために必要な事項を定める。

2. 実習の種類と期間

- (1) 保育実習Ⅰ（保育所）は、Ⅰ回生後期（2月頃）に10日間（80時間）
- (2) 保育実習Ⅰ（施設）は、Ⅰ回生後期（2月～3月頃）あるいはⅡ回生夏季休業中（8月頃）に10日間（80時間）
- (3) 教育実習は、Ⅱ回生前期（6月頃）に3週間
- (4) 保育実習Ⅱ・Ⅲは、Ⅱ回生夏季休業中（8月下旬～9月上旬）に10日間（80時間）

3. 審査基準等

実習履修を希望する学生について、審査会において次の審査基準（学業成績、学生生活、心身の健康等）を総合的に勘案して、基準を満たす学生については実習履修「可」、基準を満たさない学生については、実習履修「不可」もしくは「保留」のいずれに該当するかを審査し、決裁手続きを経て決定する。

(1) 学業成績

- ①定期試験において4科目以上の不合格科目がないこと
- ②学習上の態度、意欲等に問題点が見受けられないこと
- ③その他学業成績が著しく不良でないこと

(2) 学生生活

資格・免許取得に対する意欲があり、学業に真摯に取り組んでいること

(3) 心身の健康

心身ともに健康で、実習期間を継続して履修できると判断されること

4. 審査方法等

- (1) 審査会は、幼児教育保育学科長を委員長とし、学長補佐、教務部長、学年主任、実習担当教員で構成する。
- (2) 審査は、上記2の実習の種類毎に、概ね当該実習の2カ月前に、その時点での学生の状況を上記3の審査基準に照らし、書類及び面談により行う。
- (3) 審査の結果、実習履修「不可」もしくは「保留」となった学生に対しては、学科教員において学生及び保護者との面談を行い、今後の対応を協議する。
- (4) - 1 保育実習を履修した学生であっても、実習施設における評価において、一定以下の評価を受けた学生については、上記3の審査基準に照らし総合的に判断する。その結果「不可」となった学生については、原則として次の段階の実習は履修させず、

必要な対応を講ずるものとする。

(4) - 2 教育実習を履修した学生であっても、実習施設における評価において、一定以下の評価を受けた学生については、必要な対応を講ずるものとする。

5. 保留学生等への対応

実習履修が「保留」となった学生であっても、その後の状況において上記3の審査基準に照らして著しく改善がみられる場合は、再審査を経て保留を解除することができる。

また、実習履修が「不可」となった学生、並びに「保留」となり、その後も然したる改善のみられない学生については、進路変更を含め必要な対応を講ずるものとする。

附則

本要綱は、平成23年4月1日から施行する。